

○ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一」六 略 六の二 「略」 六の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十一条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。） イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。） (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法 (2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。）の構造	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一」六 同上 「号を加える。」 「号を加える。」

-
- (3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）
- (4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法
- (5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続
- (6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由
- ハ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- 期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) バック・テスト・ディング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
-

4 一 「イ」ハ 略」	(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。） ニ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。） ホ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。） (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。） (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、αの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。） (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号及びに掲げる要件を含む。） ヘ モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレス・テスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。） 「七」九 略」 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
----------------	--

4 一 「イ」ハ 同上」	「七」九 同上」 「同上」 「同上」
-----------------	---

ニ 「略」	ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項
(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち金庫が使用する次に掲げる方式ごとの額	(i) 簡易的方式
	(ii) 標準的方式
	(iii) 内部モデル方式
(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）	「へ・ト 略」
	「二ゝ五 略」
	五の二 「略」
	五の三 マーケット・リスクに関する事項
	「六ゝ八 略」
5 「略」	
6 第四項第五号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。	
(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)	
第三条 「略」	
2 「略」	
3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	
	「一ゝ七 略」
	七の二 「略」
	七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当

「号の細分を加える。」	「号の細分を加える。」
「号の細分を加える。」	
「へ・ト 同上」	
「二ゝ五 同上」	
「号を加える。」	
「号を加える。」	
「六ゝ八 同上」	
5 「同上」	
「項を加える。」	
(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)	
第三条 「同上」	
2 「同上」	
3 「同上」	
	「一ゝ七 同上」
	「号を加える。」
	「号を加える。」

額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

- (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
 - (2) トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。(3)において同じ。）の構造
 - (3) トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）
 - (4) 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法
 - (5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続
 - (6) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由
- ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- ハ 期待ショートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）
 - (2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・
-

ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法

(3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ニ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ D R C モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、C D の前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号に掲げる要件を含む。）

へ モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレステスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。） 〔八〇十 略〕	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	一 〔略〕	二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	〔イハ 略〕	〔略〕	ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	(1) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち組合が使用する次に掲げる方式ごとの額	(i) 簡易的方式	(ii) 標準的方式	(iii) 内部モデル方式	(2) 勘定間の振替分に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）	〔ヘ・ト 略〕	〔三〇六 略〕	六の二 〔略〕	六の三 マーケット・リスクに関する事項	〔七〇九 略〕	6 〔略〕	5 第四項第六号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。
---	------------------------------------	--------------	------------------------------	---------------	------------	-------------------------------	--	------------------	-------------------	----------------------	--	----------------	----------------	----------------	----------------------------	----------------	--------------	---

〔八〇十 同上〕	4 〔同上〕	一 〔同上〕	二 〔同上〕	〔イハ 同上〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔ヘ・ト 同上〕	〔三〇六 同上〕	〔号を加える。〕	〔号を加える。〕	〔七〇九 同上〕	5 〔同上〕	〔項を加える。〕
-----------------	---------------	---------------	---------------	----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------